

## 通帳レス口座に関する特約

2025 年 2 月 25 日現在

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「通帳レス口座」に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
  - ① 帯広信用金庫アプリ利用規約
  - ② アプリからの口座開設に係る特約
  - ③ 印鑑レス口座に係る特約
  - ④ 普通預金規定
  - ⑤ 定期性総合口座取引規定
  - ⑥ 定期預金規定集

### 2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて「帯広信用金庫アプリ」の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 当金庫本支店窓口における預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という。）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。ただし、帯広信用金庫アプリからの口座開設は通帳レス口座とします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および「帯広信用金庫アプリ」へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

### 3. (取扱店の範囲)

- (1) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。
- (2) 通帳レス口座は、原則、現金自動支払機（C D）または自動預入支払機（A T M）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。

### 4. (通帳レス口座の入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、「帯広信用金庫アプリ」によりご確認ください。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

### 5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、「帯広信用金庫アプリ」により切替えることができます。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、「帯広信用金庫アプリ」で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。
- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、「帯広信用金庫アプリ」で確認ができません。

## 6.（通帳レス口座から有通帳口座への切替え）

- （１）当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができますものとします。
- （２）通帳レス口座を「帯広信用金庫アプリ」から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
- （３）新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- （４）切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

## 7.（預金の受入れ）

- （１）店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または「帯広信用金庫アプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

## 8.（預金の払戻し等）

- （１）店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および「帯広信用金庫アプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。
- （２）前項の払戻しまたは解約等の手続に加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

## 9.（通帳レス口座の解約）

- （１）通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および「帯広信用金庫アプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。
- （２）通帳レス口座を解約した時点で、「帯広信用金庫アプリ」では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- （３）通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

## 10.（特約の変更）

- （１）金融情勢の変化等の理由によりこの特約の各条項その他の条件を変更する必要がある場合には、お客さまに個別に通知することなく、本特約に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。  
なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。
- （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上